

**SCB**SHINKIN  
CENTRAL  
BANK

産業企業情報

2022-5

(2022. 6. 3)



信金中央金庫

SCB 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7  
TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048  
URL <https://www.scbri.jp>

## ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて③

### — 「地域脱炭素」の推進に向けた信用金庫への期待—

#### 視 点

産業企業情報No. 2022-1 (2022年4月19日発行) では、菅総理大臣 (当時) による「2050年カーボンニュートラル宣言」をきっかけに、「脱炭素」への注目度が高まってきた背景について、平易にまとめてみた。また、産業企業情報No. 2022-3 (2022年5月11日発行) では、信用金庫が「脱炭素」に取り組んでいくにあたり、重要となりそうなキーワードを抽出し、制度や仕組み等に関わる「枠組み」、金融に関わる「ファイナンス」、自金庫の脱炭素への取り組みや取引先への脱炭素支援等に関わる「企業経営」の3つの視点から、平易に解説した。

第3弾となる本稿では、信用金庫が「脱炭素」に取り組んでいくにあたり、環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 (近藤 崇史様) からいただいた信用金庫に対するメッセージを盛り込みつつ、「地域脱炭素」に焦点を絞り、関連する諸施策について解説を試みた。

#### 要 旨

- 「地域脱炭素」に関連する施策として、2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱されている「地域循環共生圏」の概念、2018年6月に公布された気候変動適応法において策定が努力義務とされた「地域気候変動適応計画」、2021年6月に国・地方脱炭素実現会議から示された「地域脱炭素ロードマップ」、そして都道府県、市町村に計画策定を求めている「地方公共団体実行計画制度」の4つを紹介した。
- ESG地域金融の実践では、地域金融機関に対して、地域企業の価値を発掘、支援することが期待されている。また、持続可能な地域の実現に向けて、地域金融機関には「インパクト (事業活動が地域の環境・社会・経済に与える変化)」を創造し、ネガティブインパクトを緩和してポジティブインパクトを最大化することが期待されている。
- 環境省 環境金融推進室 近藤崇史室長からいただいたメッセージにあったとおり、「地域脱炭素」を含むESGにおいて、地域に根差した協同組織金融機関としての信用金庫の果たす役割への期待は大きい。信用金庫業界では、CSR私募債やSDGs私募債等を取り扱う事例があり、取引先に対してCSRもしくはSDGsを意識した経営行動を促してきた。信用金庫には、今後も、取引先への啓発活動を、さらに推し進めていくことが求められている。

#### キーワード

地域温暖化対策推進法 第5次環境基本計画 気候変動適応法 地域循環共生圏  
地域気候変動適応計画 地域脱炭素ロードマップ 地方公共団体実行計画制度  
ESG地域金融

## 目次

はじめに

### 1. 「地域脱炭素」の推進に向けて

- (1) 地域循環共生圏
- (2) 地域気候変動適応計画
- (3) 地域脱炭素ロードマップ
- (4) 地方公共団体実行計画制度

### 2. 期待されるESG地域金融

### 3. 期待される信用金庫の役割 –環境省 環境金融推進室からのメッセージ–

おわりに

## はじめに

産業企業情報No. 2022-1 (2022年4月19日発行) では、主に「脱炭素」への注目度が高まってきた背景についてまとめた。また、産業企業情報No. 2022-3 (2022年5月11日発行) では、信用金庫にとって重要となりそうな「脱炭素」に関するキーワードを抽出し、それぞれの用語について、平易に解説した。

本稿では、信用金庫が「脱炭素」に取り組む上での一助となるべく、自治体、地域金融機関、地域企業、地域住民が中心となって取り組む「地域脱炭素」に焦点を絞り、関連する諸施策を解説した。また併せて、環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 近藤崇史室長からいただいた信用金庫に対するメッセージを紹介した。

## 1. 「地域脱炭素」の推進に向けて

「地域脱炭素」は、「脱炭素」への取り組みを成長の機会と捉える時代の地域戦略としてクローズアップされている。

そこで、以下では、「地域脱炭素」に関連する施策として、2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱されている「地域循環共生圏」の概念、2018年6月に公布された気候変動適応法において策定が努力義務とされた「地域気候変動適応計画」、2021年6月に国・地方脱炭素実現会議から示された「地域脱炭素ロードマップ」、そして都道府県、市町村に計画策定を求めている「地方公共団体実行計画制度」の4つを紹介する。

### (1) 地域循環共生圏

2018年4月17日に、環境基本法第15条に基づき、第五次環境基本計画<sup>1</sup>が閣議決定された(図表1)。当該計画には、「本計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、そ

<sup>1</sup> 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたもの。

(図表 1) 第五次環境基本計画の概要

現状・課題認識
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は<b>相互に関連・複雑化</b></li> <li>● SDGs、パリ協定等、<b>時代の転換点</b>ともいえる国際的潮流</li> </ul>
持続可能な社会に向けた基本的方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>● SDGsの考え方も活用し、<b>環境・経済・社会の統合的向上を具体化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境政策による、<b>経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出</b>や、<b>経済・社会的課題の同時解決</b>に取り組む</li> <li>・将来にわたって質の高い生活をもたらす<b>「新たな成長」</b>につなげていく</li> </ul> </li> <li>● <b>地域資源を持続可能な形で活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域が<b>自立・分散型の社会を形成し</b>、<b>地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」</b>の創造を目指す</li> </ul> </li> <li>● <b>幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらを通じて、<b>持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）</b>を目指す</li> </ul> </li> </ul>
施策の展開
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分野横断的な<b>6つの「重点戦略」</b>（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定</li> <li>● 環境リスク管理等の環境保全の取組は、<b>「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進</b></li> </ul>



(出所) 環境省「第五次環境基本計画の概要」

それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」（図表 2）を創造していくことを目指す。」と明記されている<sup>2</sup>。また、以下の通り、「地域循環共生圏」の5つの要素が示されている。

- ① 自律分散型のエネルギーシステム（キーワード：エネルギーの地産地消と地域間連携、地域再エネビジネスを支えるシステム）
- ② 災害に強いまち（キーワード：災害時でも安心感のあるエネルギーシステム・ライフライン、防災インフラと自然の防災力の相乗効果）
- ③ 人に優しく魅力ある交通・移動システム（キーワード：安心と利便性で高齢者や子育て世代に優しい移動手段、地域の魅力を引き出す交通システム）
- ④ 健康で自然とのつながりを感じるライフスタイル（キーワード：モノ消費からコト消費へのシフトで健康と豊かさと楽しさを、水の循環と調和する地域コミュニティ、ストックとしての豊かな自然とその恵みでグッドライフ、共感・感動創造（文化・芸術・歴史・スポーツ））
- ⑤ 多様なビジネスの創出（キーワード：地域経営型のエネルギービジネス、地域資源活用型観光ビジネス、地域課題解決型のビジネス、地域金融・ESG金融・地域ファンドによるビジネス支援）

<sup>2</sup> 環境基本計画(2018年4月17日)p.20 参照。

(図表 2) 地域循環共生圏の概念



(出所) 環境省「地域循環共生圏(日本発の脱炭素化・SDGs 構想)-サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム-」

環境省が、2019年7月に公表した「地域循環共生圏 事例集」では、地域循環共生圏の特徴および便益について、以下のように示されている。

**地域循環共生圏の特徴**

- 地域や地方の課題に焦点を当て、持続可能な方法で地域資源を有効活用するための、総合的な解決策を提示します。
- 広域なネットワークの構築によって地域資源を補完する、新たなバリューチェーンを生み出すことを目指します<sup>3</sup>。
- 山村、農村、漁村および都市を最大限活用しつつ、自然的結合（森林、田園、河川および海域の一体性）と、（人的資源、資金的資源、およびその他の要素によって構成される）経済的結合から構成されます。

**地域循環共生圏の便益**

- 環境対策がビジネスとして実施されることにより、その継続が期待できます。
- 地域資源の有効活用と地域の人々の活躍により、その地域の活性化につながります。

<sup>3</sup> 集落レベルや市町村レベルといった狭い地域での適用だけでなく、流域や広域自治体、国、アジア地域といったより広い範囲でも適切に応用可能とされている。

このように、地域循環共生圏の概念では、幅広い関係者とのパートナーシップを充実、強化することで、様々なビジネスチャンスを広げ、地域課題解決型のビジネスが主役になることが期待されている。こうしたビジネスを後押しする役割として、本稿2で述べるESG地域金融への期待は大きく、地域金融機関の役割がますます重要になると考えられる。

## (2) 地域気候変動適応計画

2018年6月に公布された気候変動適応法は、第4条第1項、第2項で、地方自治体が地域の実情に応じて気候変動適応への取組みを推進するよう、地方自治体の責務が示されている。具体的には、①気候変動適応に関する施策の推進、②地元の事業者等の取組みを促すため、これら施策についての情報提供などである。

本法第4条第1項を受けて、第12条において、すべての都道府県および市町村<sup>4</sup>に対して、地域気候変動適応計画<sup>5</sup>(図表3)を策定することに努めるよう記されている。地方自治体の自主性を尊重し、あくまで「努力義務」としている。そのため、当該計

(図表3) 地域気候変動適応計画の表紙(左)・目次(右)(例:東京都気候変動適応計画)



(出所) 東京都ホームページ

<sup>4</sup> 「すべての」としている背景として、気候変動適応法の公布当時、政令指定都市以外の市町村においても気候変動適応に関する計画の策定事例があったこと、義務ではなく努力義務であったこと等が挙げられる。また、複数の市町村や、市町村が都道府県と共同して策定することも可能となっている。

<sup>5</sup> 環境省(2018)によると、当該区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画のこと。

画の内容について、国の策定した気候変動適応計画を勘案すること以外では具体的な要件等に関する規定がない。また、当該計画の形式については、必ずしも独立した計画として作成することは求められておらず、各自治体の環境基本計画等に盛り込むことを含めて、柔軟な対応ができるようになっている。なお、地域気候変動適応計画は、2022年5月現在、127自治体<sup>6</sup>で策定されており、「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）<sup>7</sup>」で一覧が公開されている。本プラットフォームでは、地域気候変動適応計画の策定の参考に資するため、「計画策定マニュアル」や「計画策定ガイドマップ」等が提供されている。

### （3）地域脱炭素ロードマップ

2020年10月26日、菅内閣総理大臣による第203回国会の所信表明演説で示された、いわゆる「2050年カーボンニュートラル宣言<sup>8</sup>」を受けて、同年12月25日に、国・地方脱炭素実現会議<sup>9</sup>が開催された。その後、2021年6月9日の第3回会議において決定、公表されたのが、「地域脱炭素ロードマップ」である。

本ロードマップは、「地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの」である。

また、環境省（2021年）によると、本ロードマップでは、「地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起すべく、今後5年間を集中期間として施策を総動員する」としている。そして、「2030年以降も、全国への地域脱炭素の取組を広げ、2050年を待たずして、多くの地域で脱炭素を達成し、地域課題を解決した強靱で活力ある次の時代の地域社会へと移行することを目指す」としている。

なお、本ロードマップでは、具体的な取組として、以下の2つ（抜粋）を挙げており、特に、地域における再生可能エネルギーの導入拡大が鍵を握るとしている。

#### 取組1 脱炭素先行地域をつくる

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域<sup>10</sup>で、2025年度までに、脱炭素に向

<sup>6</sup> 都道府県46件、政令市18件、市区町村63件。

<sup>7</sup> <https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/list.html> を参照。なお、本プラットフォームは、国立環境研究所気候変動適応センターで気候変動適応推進に取り組んでいるスタッフが運営している。

<sup>8</sup> 産業企業情報 No.2022-1（2022年4月19日発行）の「2（2）」に詳述。

<sup>9</sup> 国と地方が協働・共創して、2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に脱炭素方を議論する場のこと。

<sup>10</sup> 環境省によると、脱炭素先行地域とは、「地域脱炭素ロードマップに基づき、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、農山漁村、離島、都市部の街区といった地域特性等に応じ再エネポテンシャルの最

かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行する。これにより、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

#### 取組2 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、地方自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主体となって、国も積極的に支援しながら、各地の創意工夫を横展開し、脱炭素先行地域を含めて、全国津々浦々で実施する。

なお、取組1でいう脱炭素先行地域については、環境省が、2022年4月26日に、第1回選定結果を公表しており、102自治体から提出された79件の計画提案のうち、26件を選定している<sup>11</sup>。

#### （4）地方公共団体実行計画制度

2020年8月に、全国知事会が、ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチームを設置する等、地方自治体によるゼロカーボンシティの宣言が広がり続けている（図表4）。

こうした中、2021年5月に、改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律）が成立した。なお、本法の成立を受けて、同年10月に、前回（2016年5月13日）から5年ぶりに、地球温暖化対策計画が改訂され、閣議決定された<sup>12</sup>。

本法の大きなポイントの一つとして、パリ協定<sup>13</sup>に定める目標および「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として明確に位置付けたことが挙げられる。また、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方自治体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組みやイノベーションを促進することも示された。

「脱炭素」の達成に向けて、国民を含むあらゆる主体の理解や協力が不可欠であることが明示されているといえよう。

本法第21条第3項から第7項では、都道府県および市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充について規定している。

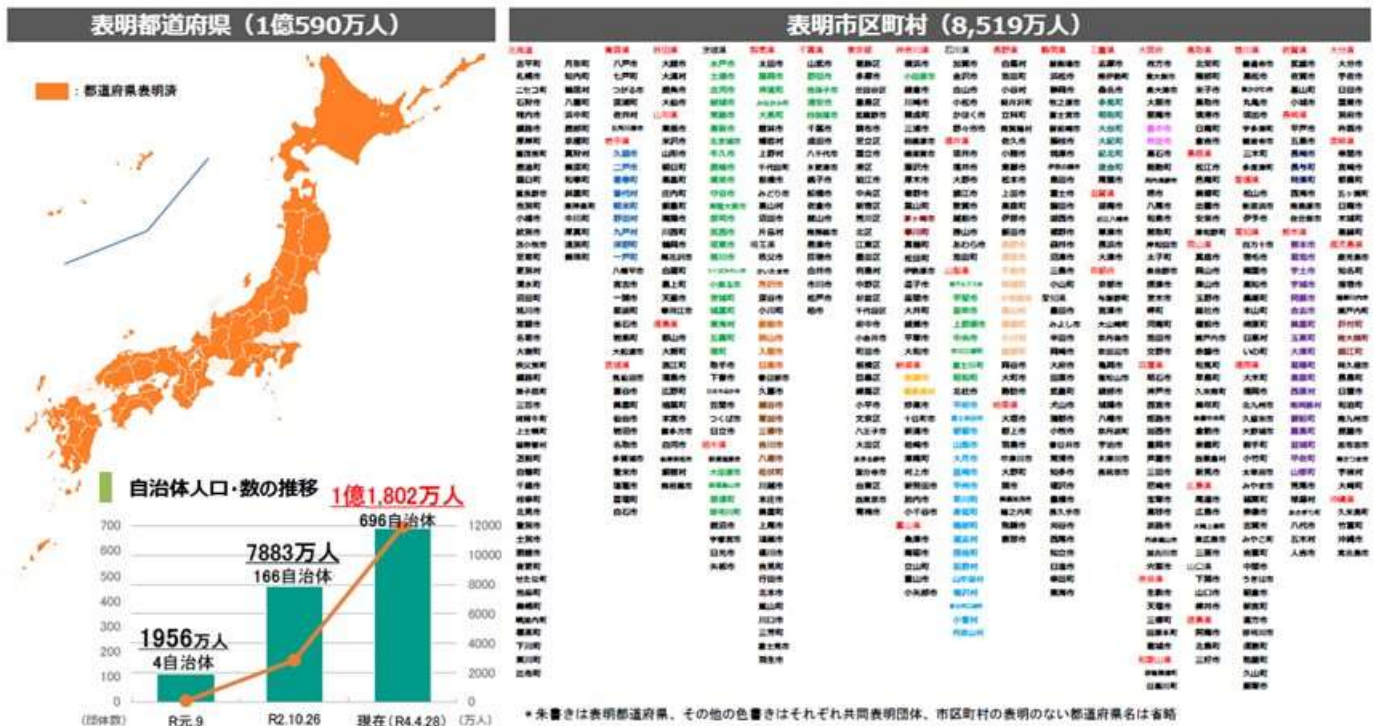
大活用による追加導入や住宅建築物の省エネ及び再エネ導入といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出については実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する地域」のこと。

<sup>11</sup> 環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/press/110988.html>）を参照。

<sup>12</sup> 環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>）を参照。

<sup>13</sup> 産業企業情報 No.2022-1（2022年4月19日発行）の「2（1）」に詳述。

(図表4) 地方自治体によるゼロカーボンシティ宣言の広がり (2022年4月28日現在)



(出所) 環境省ホームページ

都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとされた。また、市町村についても、都道府県と同様の対応が求められている。

本計画は、「事務事業編<sup>14</sup>」と「区域施策編<sup>15</sup>」の2種類で構成されている<sup>16</sup>。「事務事業編」の策定は、すべての地方自治体に義務付けられている。一方、「区域施策編」の策定は、都道府県および市町村のうち指定都市<sup>17</sup>や中核市<sup>18</sup>に義務付けられ、これら以外の市町村については努力義務とされた。環境省によると、2021年10月現在の策定状況は、図表5のとおりであり、義務付けられている都道府県および指定都市、中核市については、策定率100%を達成している。

環境省は、地方公共団体実行計画制度と、関連する法律・計画等との関係を、図表6のとおり示している。なお、上記(3)の「地域脱炭素ロードマップ」は、政府が閣議決定する「地球温暖化対策計画」を通じて、本制度に間接的に関係をしている。

<sup>14</sup> 事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画(地方自治体自身の排出量の削減計画)のこと。

<sup>15</sup> 区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画(地方公共団体の区域全体の排出削減計画)のこと。

<sup>16</sup> それぞれの策定・実施マニュアルについては、環境省ホームページ([https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html))を参照。

<sup>17</sup> 地方自治法で「政令で指定する人口50万人以上の市」と規定されている都市のこと。

<sup>18</sup> 指定都市に準ずる都市として位置づけられ、「政令で指定する人口20万人以上の市」と規定されている都市のこと。



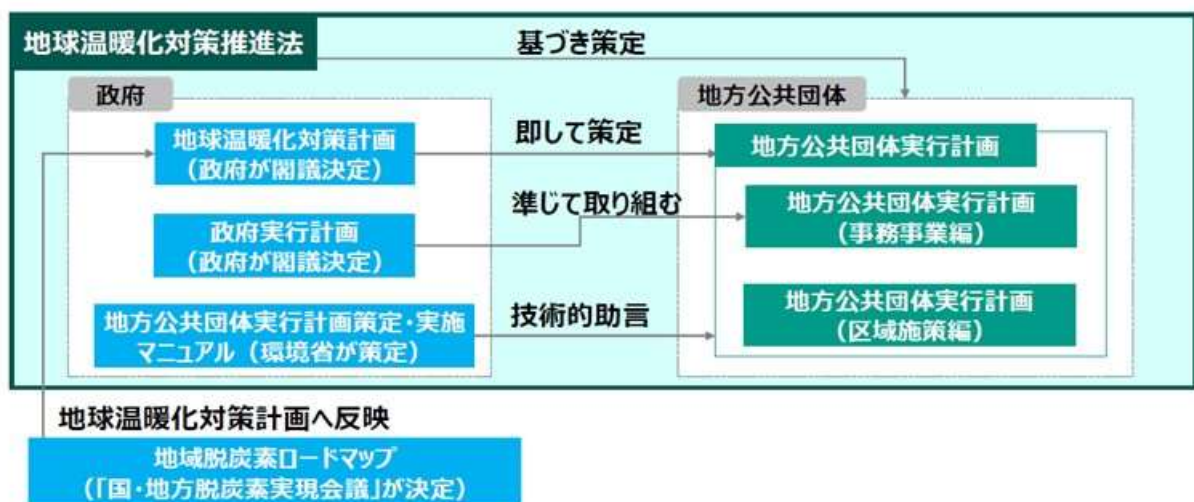
(図表 5) 地方公共団体実行計画の策定状況 (2021 年 10 月現在)

団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他市区町村	1,636	1,453	88.8%	425	26.0%
計 (都道府県・市区町村)	1,788	1,605	89.8%	577	32.3%
一部事務組合及び広域連合	1,510	581	38.5%		
合計	3,298	2,186	66.3%		

(備考) 2000 年 4 月に創設された特例市制度 (現在は廃止) で指定されていた市のこと。

(出所) 環境省ホームページ

(図表 6) 地方公共団体実行計画制度と関連する法令・計画等の関係



(出所) 環境省 (2021 年 10 月) 「改正地球温暖化対策推進法の概要」 p. 11

## 2. 期待される ESG 地域金融

産業企業情報 No. 2022-3 (2022 年 5 月 11 日発行) では、ESG 金融に関連するサステナブルファイナンス、トランジションファイナンス<sup>19</sup>、インパクトファイナンスについて解説をした。一言でまとめると、ESG 金融は、リスクとリターンにインパクト (社会的な課題解決への貢献度) を加えた 3 次元評価による投融資である。また、「令和 3 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(p. 338) に、「・・・脱炭素というゴールに至るための円滑かつスピーディな移行に向けた「トランジションファイナンス」について、引き続き経済産業省や金融庁と共同で検討を行います。」とあり、資金供給

<sup>19</sup> 脱炭素化を実現する移行(トランジション)に資する取組みへの資金供給のこと。詳細は、産業企業情報 No.22-3(2022 年 5 月 11 日発行)の 2(2)を参照。

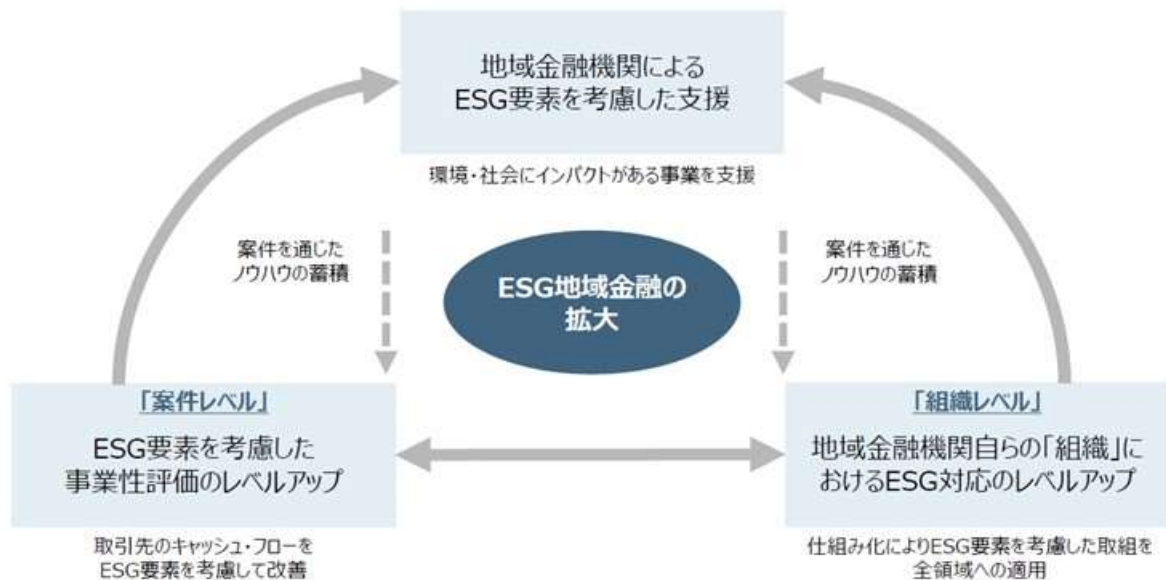
のあり方として「トランジションファイナンス」への期待感が大きいようである。

以下では、ESG金融のうち、地域金融機関が主な担い手となる「ESG地域金融」に焦点をあてる。

森（2021）によると、2018年7月に環境省 ESG金融懇談会から公表された「ESG金融懇談会 提言 ～ESG金融大国を目指して～<sup>20</sup>」において、「ESG地域金融」の推進が初めて提言された。本提言では、その前文に、「・・・間接金融においても地域金融機関と地方自治体等の協働と、グローバルな潮流を踏まえた金融機関の対応によりESG融資を実現する必要があることを確認した。・・・」とあり、地域の社会・経済課題の解決におけるESG地域金融への期待は大きい。また、本提言の中で、「地域循環共生圏の創出に向けた“E”に着目した地域金融」が強調され、地域金融機関に対しては、特に環境配慮型の融資等への取組みが期待されている。

本提案を受けて、2019年3月に、環境省のESG地域金融の先行事例調査に関する検討会は「事例から学ぶESG地域金融のあり方<sup>21</sup>」を公表した。この中で、「ESG地域金融の拡大に向けては、ESG要素を考慮した事業性評価のレベルアップ、地域金融機関自らの「組織」におけるESG対応のレベルアップを図る」ことの必要性が提唱された（図表7）。また、環境省は、2019年度から、ESG事業性評価融資の支援事業や地域のESG融資への利子補給事業を行うことで、ESG地域金融の普及、拡大を後押ししている（図表8）。

（図表7）ESG金融の拡大に向けて



（出所）環境省（2019年3月）「事例から学ぶESG地域金融のあり方 -ESG地域金融の普及に向けて-」p. 5

<sup>20</sup> 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/105755.html>)を参照。

<sup>21</sup> 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/106663.html>)を参照。

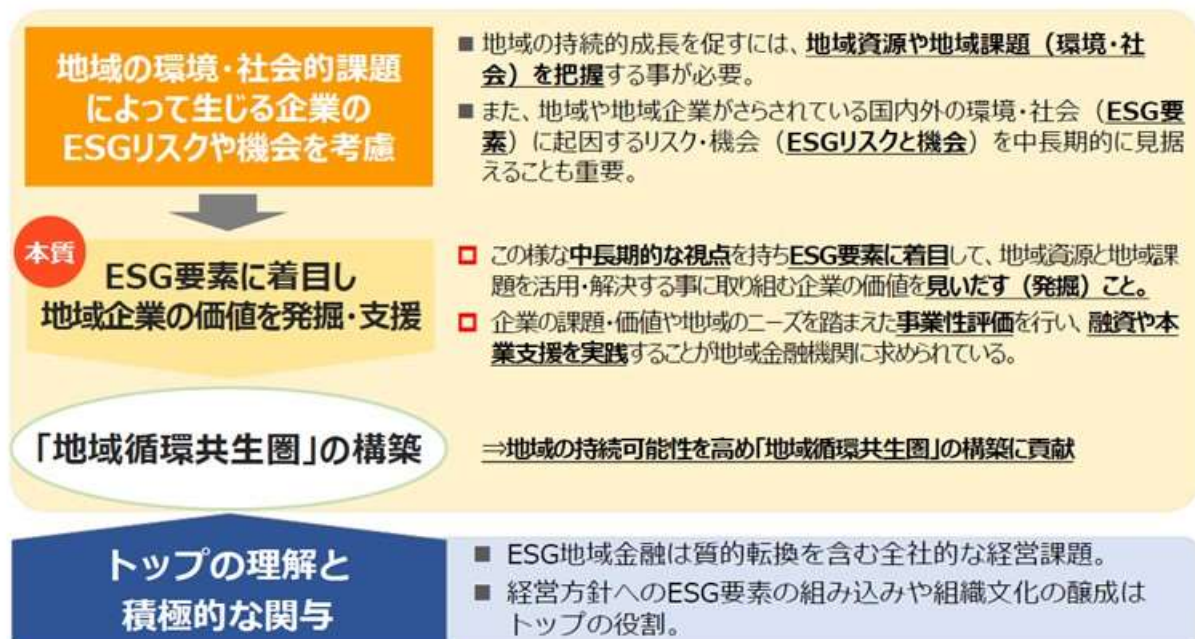
(図表 8) 環境省による ESG 地域金融の普及に向けた支援



(備考) 環境省 (2020) を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2020 年 4 月に、環境省は、地域金融機関による ESG 要素を考慮した事業性評価に基づく融資・本業支援等への取組みを推進する目的で、「ESG 地域金融実践ガイド」を公表した。2022 年 3 月には、改訂版「ガイド 2.1」が公表されている<sup>22</sup>。この中で、「地域金融機関には、地域の核として、地域資源を活用し、インパクトを生み出す取組への資金の流れを太く強くするために、ESG 地域金融の実践が強く求められている。」とし、地域金融機関に対して、地域企業の価値を発掘、支援することを期待している(図表 9)。また、ESG 地域金融実践における基本的な考え方として、「持続可能な地域の実現(地域経済エコシステム/地域循環共生圏の構築)を目指して実践されるもの」であり、「地域金融機関の取組(取引先への支援など)が与える影響を考慮し、可能な限

(図表 9) ESG 地域金融の本質



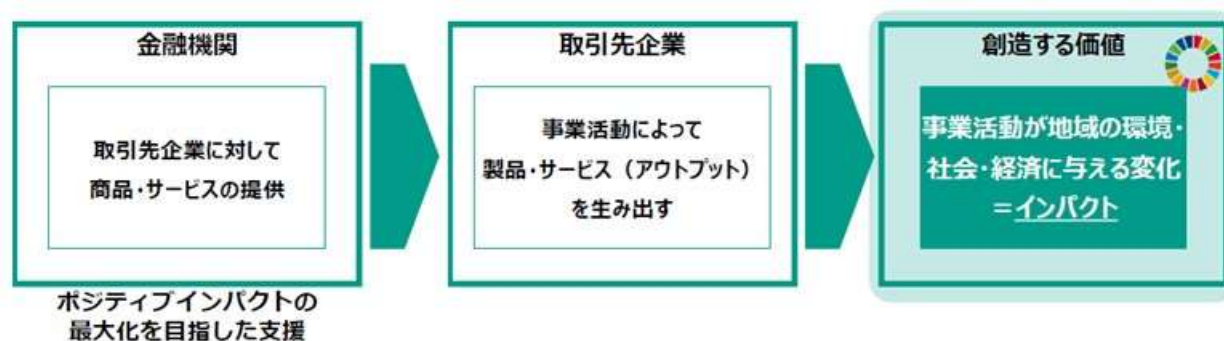
(出所) 環境省 (2022 年 3 月) 「ESG 地域金融実践ガイド 2.1」 p. 14

<sup>22</sup> 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/110824.html>)を参照。



りその影響が全体としてポジティブなものとなるように考慮する必要がある」ことが示されている。なお、この「インパクト」（図表 10）は、持続可能な地域の実現に向けて、「事業活動が地域の環境・社会・経済に与える変化」のことであり、ネガティブインパクトを緩和してポジティブインパクトを最大化することが期待されている。

「ガイド 2.1」の別添資料として事例集も公表された。信用金庫の事例として、2019年度に1金庫（大阪信用金庫）、2020年度に3金庫（浜松いわた信用金庫、京都信用金庫、奈良中央信用金庫）、2021年度にも3金庫（玉島信用金庫、米子信用金庫、福岡ひびき信用金庫）が掲載されている<sup>23</sup>。

（図表 10）インパクトとは



### 金融機関がインパクト創出に取り組む意義

- 
  - ✓ インパクトを考慮した中長期的な志向による、適切なリスク・リターンへの追求
  - ✓ ポジティブなインパクト創出への貢献による、社会的支持の獲得・競争力向上
- 
  - ✓ ポジティブなインパクトの最大化を目指した取組による地域社会のサステナビリティ向上
  - ✓ 企業はポジティブなインパクト創出を目指した取組により、新規ビジネス機会の獲得や他社との差別化を実現し、持続的成長をもたらさう

（出所）環境省（2022年3月）「ESG地域金融実践ガイド2.1」p. 40

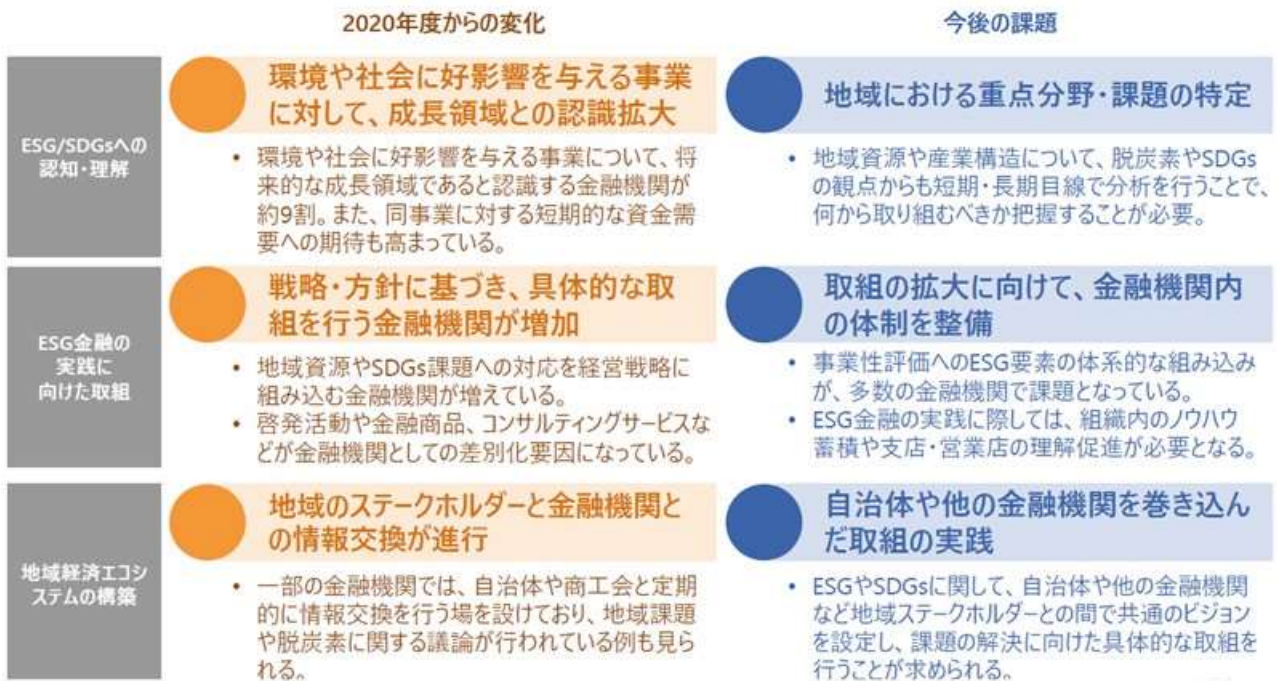
環境省が、2021年3月に公表した「2021年度ESG地域金融に関する取組状況について<sup>24</sup>」では、アンケートの総括として、「ESG金融は成長領域であるとの認識が高まり、ESGに関する商品・サービスの提供を実践する機関が増加した一方、組織内の体制整備や地域経済エコシステムの構築には課題が残る」ことが指摘されている（図表 11）。したがって、ESG地域金融の拡大においては、図表 7のうち、地域金融機関自らの「組織」におけるESG対応のレベルアップが大きな鍵を握っているといえよう。また、「約4割の金融機関は、ESGやSDGsに関して地域内で情報共有する場を有していない」ことも課題として指摘されている。ESG地域金融の普及・拡大のために、地域金融機関には、地域内のステークホルダー（地方自治体、業界団体、商工会、他の地域金融機関等）と連携していくことが期待されている。

「ガイド 2.1」の中では、ESG地域金融の成否について、「地域金融機関の経営者

<sup>23</sup> 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/files/jp/117815.pdf>)を参照。

<sup>24</sup> 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/press/110825.html>)を参照。

(図表 11) アンケート調査結果のまとめ



(出所) 環境省 (2022年3月)「ESG 地域金融に関する取組状況について」p. 4

のコミットメントがカギとなる。経営者は、ESG地域金融を経営課題として認識し、将来のあるべき姿の実現に向けて経営方針・戦略を策定し、組織への浸透を図ることが求められる。」と示されている。「脱炭素」の取組みについては、「政府から言われたからやる」といった“やらされ感”を払拭するため、地域金融機関においては、“トップダウン”での経営者のコミットメントが重要となろう。

### 3. 期待される信用金庫の役割 —環境省 環境金融推進室からのメッセージ—

上記2のとおり、地域金融機関に対して (図表 12) 取材に応じていただいた近藤崇史室長は、地方創生の観点から、ESG地域金融の実践が大いに期待されている。

こうした期待感を踏まえ、以下では、ESG地域金融における信用金庫への期待として、環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室の近藤崇史室長 (図表12) のインタビュー内容を掲載する。



信用金庫は、地域企業や地域住民が会員 (利用者) となる相互扶助を目的とした協同組織金融機関である。そのため、経営の姿勢 (備考) 環境省 環境金融推進室提供として、短期の自社利益優先ではなく、一蓮托生と言える会員や地域社会の利益を重視できる。この“短期的な収益に振り回されない業態”という、経営において中・長期

的視野を持てる特長を持っている。他方、環境省はじめ省庁だけでは、地域にあるすべての企業にまで気候変動のリスクや脱炭素の取り組みがもたらす機会について意識付けをすることは難しい。そこで、「種まきをして、ゆっくり育てて、後で収穫をする」という姿勢で、地域の中小企業を巻き込みながら、地域にメリットのある脱炭素のあり方を一緒に追求してほしいと思っている。こうした思いもあり、先日、環境省は、信金中央金庫および一般社団法人全国信用金庫協会と連携協定を結ばせていただいた。

また、地元にある他の金融機関等との連携についても、ぜひ進めてほしい。「ガイド2.1」でも示したが、「脱炭素」を含む地域課題の解決策を検討するにあたって、「目的やゴールを明確にした上で、多様なステークホルダーが意見を交換し、同じ方向を向いて活動ができる場（プラットフォーム）への参加・構築が有効」であると考えている。取引先からの照会パターンは一定ではなく、信用金庫単体だけの知見や情報等では対応できないケースがあるだろう。そのため、自治体や近隣金融機関などと“地域への思い”について目線を合わせ、情報共有することを通じて、持続可能な地域の実現に向け取り組んでほしい。

さらに、環境省では、金融庁、経済産業省などと省庁横断的連携しながらESG地域金融に対する支援制度を提供していくので、これらの制度を積極的に活用してほしい。信用金庫の皆様との情報交換や問い合わせには、本省のみならず全国7ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）および福島を中心に設置された地方環境事務所等がオープンに対応するので<sup>25</sup>、積極的にコミュニケーションを取り、適切な支援を受けてほしい。

## おわりに

「ESG金融懇談会 提言」（2018年7月）では、地域金融機関に対して、地方自治体等と連携しながら、「ビジネスにつながる可能性をもった地域のESG課題を積極的に掘り起こし、ファイナンスに関する豊富なノウハウを活かして、その新たな事業構築に関与・協力していくことが求められる」としている。中小企業専門金融機関として地域企業を知り尽くしている信用金庫への期待感は大きいといえよう。

また、環境省 環境金融推進室 近藤室長の発言にあったとおり、「地域脱炭素」を含むESGにおいて、地域に根差した、協同組織金融機関としての信用金庫の果たす役割への期待は大きい。

信用金庫業界では、CSR私募債やSDGs私募債等を取り扱う事例があり、取引先に対してCSRもしくはSDGsを意識した経営行動を促してきた。こうした流れを踏まえ、今後も、取引先への啓発活動を、さらに推し進めていくことが期待されているといえよう。

以上（藁品 和寿）

<sup>25</sup> 環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/region/>)を参照。

<参考文献>

- ・ ESG金融懇談会（2018年7月）「ESG金融懇談会 提言 ～ESG金融大国を目指して～」
- ・ 環境省（2022年3月）「ESG地域金融実践ガイド2.1」
- ・ 環境省（2021年6月）「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」
- ・ 環境省（2022年3月）「ESG地域金融に関する取組状況について」
- ・ 環境省（2021年12月）「脱炭素先行地域づくりガイドブック」
- ・ 環境省 ESG地域金融の先行事例調査に関する検討会（2019年3月）「事例から学ぶESG地域金融のあり方 －ESG地域金融の普及に向けて－」
- ・ 環境省 環境経済課 環境金融推進室（2021年4月）「環境省のESG金融促進 －開示と移行の観点から－」
- ・ 環境省 地球環境局（2018年11月）「気候変動適応法 逐条解説」
- ・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課（2021年10月）「環境省における脱炭素化関係の施策について」
- ・ 国・地方脱炭素実現会議（2021年6月）「地域脱炭素ロードマップ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」
- ・ 日本銀行 金融機構局 金融行動化センター（2020年8月、9月）「SDGs/ESG金融に関する金融機関の取り組み」
- ・ 黒田一賢（2019年）「金融の目線でひもとくESGとSDGs」SDGs経営 Vol. 2
- ・ 巽直樹（2021年）『カーボンニュートラル もうひとつの“新しい日常” への挑戦』日本経済新聞出版
- ・ 森祐司（2021年7月）「ESG地域金融の現状と課題」商工金融

【産業企業情報バックナンバーのご案内】

号 数	題 名	発行年月
2020-5	信用金庫の視点でひも解く 2020 年版中小企業白書・小規模企業白書 —新たな「価値」を生み出す中小企業、地域で「価値」を生み出す小規模事業者—	2020 年 8 月
2020-6	中小企業は「後継者不在」へいかに対応すべきなのか② ～適切なタイミングを見据えた早めの対応がカギを握る役員・従業員承継～	2020 年 9 月
2020-7	新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業への影響について —全国中小企業景気動向調査から—	2020 年 10 月
2020-8	中小企業景気動向調査からみた新型コロナウイルス感染拡大の影響③ —業況はわずかに回復、様々な取組みを行う企業も現れる—	2020 年 10 月
2020-9	中小企業は「後継者不在」へいかに対応すべきなのか③ ～事業の「磨き上げ」が大きなカギを握る M & A などの「社外への引継ぎ」～	2020 年 12 月
2020-10	中小企業経営の注目キーワード 10	2021 年 1 月
2020-11	中小企業景気動向調査からみた新型コロナウイルス感染拡大の影響④ —業況はわずかに回復、デジタル化や IT 化を進める企業も—	2021 年 1 月
2020-12	新型コロナ感染拡大の裏に潜む中小企業の人手不足問題 —ダイバーシティ推進と生産性向上が求められる—	2021 年 3 月
2020-13	中小企業は「後継者不在」へいかに対応すべきなのか④ ～事業承継を模索するなかでの「廃業という選択肢」の可能性～	2021 年 3 月
2021-1	全国中小企業景気動向調査からみたコロナ禍における中小企業の動向 —業況は低水準ながら前向きな事業戦略を進める企業も—	2021 年 4 月
2021-2	中小企業は「後継者不在」へいかに対応すべきなのか(総括編) ～「早めの対応が不可欠」であることの再認識を～	2021 年 5 月
2021-3	環境激変に挑む中小企業の「危機対応」(導入編) —数々の危機を乗り越えてきた「長寿企業」の経営が示唆するものとは—	2021 年 6 月
2021-4	環境激変に挑む中小企業の「危機対応」①(製造業編) —変革に挑み続ける製造業の長寿企業の危機対応事例—	2021 年 6 月
2021-5	全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 —依然続くコロナ禍の被害、前向きな事業戦略を進める企業も—	2021 年 7 月
2021-6	信用金庫の視点でひも解く 2021 年版中小企業白書・小規模企業白書 —新型コロナウイルス感染症拡大を受けた中小企業と小規模事業者—	2021 年 8 月
2021-7	環境激変に挑む中小企業の「危機対応」②(建設業編) —同業者等との“連携”に見出す建設業の長寿企業の危機対応事例—	2021 年 9 月
2021-8	全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 —人手不足、仕入困難に悩まされる中小企業—	2021 年 10 月
2021-9	環境激変に挑む中小企業の「危機対応」③(商業編) —“不変の原理”を拠り所とする卸売業・小売業の長寿企業の危機対応事例—	2021 年 12 月
2021-10	全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 —仕入の困難と人手不足が深刻化—	2022 年 1 月
2021-11	中小企業における新型コロナウイルス感染拡大の影響と 「ポストコロナ」に向けた課題の整理	2022 年 2 月
2021-12	環境激変に挑む中小企業の「危機対応」④(飲食・宿泊業編) —新型コロナウイルス感染拡大に直面する飲食・宿泊業の長寿企業の危機対応事例—	2022 年 3 月
2022-1	ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて① —「脱炭素」の潮流—	2022 年 4 月
2022-2	全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向 —仕入困難が深刻化—	2022 年 4 月
2022-3	ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて② —信用金庫として知っておきたい「脱炭素」のキーワード—	2022 年 5 月
2022-4	環境激変に挑む中小企業の「危機対応」(総括編) —事業存続の危機を乗り越えてきた長寿企業の“レジリエンス(復元力)”—	2022 年 5 月

\*バックナンバーの請求は信金中央金庫営業店にお申しつけください。



## 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 活動状況 (2022年4月実績)

### ○レポート等の発行状況

発行日	レポート分類	通巻	タイトル
22.4.5	内外金利・為替見通し	2022-1	日銀は緩和策を継続する見通しだが、早晚、インフレ率上昇に直面する公算大
22.4.5	金融調査情報	2022-1	灰色のサイー不動産バブルの持続的拡大と中国債務の現在ー
22.4.6	金融調査情報	2022-2	「従業員エンゲージメント」の改善策について
22.4.6	金融調査情報	2022-3	「越境学習プログラム」への取組みについて
22.4.11	ニュース&トピックス	2022-1	マネロン等態勢整備の強化が求められる中での外為推進のあり方
22.4.15	ニュース&トピックス	2022-4	仕入状況の困難化から悪影響を受ける中小企業ー全国中小企業景気動向調査の結果からー
22.4.15	中小企業景況レポート	187	1~3 月期業況は 4 四半期ぶりに悪化 【特別調査ー原材料・仕入価格の上昇による中小企業への影響について】
22.4.19	産業企業情報	2022-1	ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて①ー「脱炭素」の潮流ー
22.4.21	ニュース&トピックス	2022-6	2022年3月末の預金・貸出金動向（速報）ー信用金庫の21年度中増減率は預金2.1%増、貸出金0.4%増ー
22.4.25	ニュース&トピックス	2022-7	住友生命保険相互会社の「Vitality DX塾」
22.4.25	ニュース&トピックス	2022-8	住友生命保険相互会社のTFM（タスクフォースマネージャー）
22.4.25	内外経済・金融動向	2022-1	コロナ禍における地域経済の動向ー地域の社会・産業構造に焦点を当ててコロナ禍の経済動向を考察ー
22.4.26	産業企業情報	2022-2	全国中小企業景気動向調査からみた中小企業の動向ー仕入困難が深刻化ー
22.4.27	金融調査情報	2022-4	最近の信用金庫と国内銀行の不動産業向け貸出と不動産価格の動向

### ○講演等の実施状況

実施日	講演タイトル	主催	講演者等
22.4.15	信用金庫のネット支店の動向	遠賀信用金庫	刀禰和之
22.4.19	信用金庫の概要と業界ネットワーク	城南信用金庫	刀禰和之
22.4.19	信金中央金庫 地域・中小企業研究所の概要と最近の活動について	城南信用金庫	鉢嶺 実

### <信金中央金庫 地域・中小企業研究所 お問い合わせ先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号  
 TEL: 03-5202-7671 (ダイヤルイン) FAX: 03-3278-7048  
 e-mail: s1000790@FaceToFace.ne.jp  
 URL <https://www.shinkin-central-bank.jp/> (信金中央金庫)  
<https://www.scbri.jp/> (地域・中小企業研究所)